

第8回人権救済条例見直し検討委員会議事録

1 日時等

- (1) 開催日時 平成18年12月22日(金)午後1時45分から3時45分まで
- (2) 開催場所 鳥取県庁第22会議室(鳥取市東町)
- (3) 出席者名 委員：永山会長、朝倉委員、大田原委員、國歳委員、田村委員、長井委員、
中村委員、樋口委員、安田委員
関係機関：障害者就業・生活支援センターしらはま、
中部障害者地域生活支援センター
倉吉市障害者地域生活支援センターばかばか
事務局：瀧山総務部長、柴田総務部次長、磯田人権局長、安田人権推進課長

(4) 議事

- ア 人権救済制度の状況について
- イ 次回の開催等について

(5) その他

- ア 公開又は非公開の別 公開
- イ 傍聴者数 約10人

2 議事

(1) 人権救済制度(障害者の分野)の状況について

事務局の聞き取り調査結果、関係機関による取組状況の説明を交え、障害者の人権救済制度について議論された。意見の要旨は次のとおり。

[就労に関する調査事例を踏まえ発言された意見]

ハローワークの紹介企業から就職面接で差別的な発言を受けたという事例は、仕事のことでなく障害のことばかり聞かれ、職場の段差を理由に断られたものであり、人事担当者の人権意識が問題である。市町村にシステム構築の検討を求めているが、対応は遅い。

生活支援センターは市町村から委託を受けて障害者の生活支援業務を行うもの。相談者はセンターに対し「相手方と話してほしい」という相談をしているものと思う。障害があってもできる仕事があるにもかかわらず排除したのであれば障害者雇用促進法の理念からも問題がある。このような企業を啓発するシステムができていない。特別な制度を検討する前に、もっと行政が先に行うべきことがあると思う。障害者が暮らしやすい環境を作っていくことは支援センターの役割でもあり、支援センターも関係機関と協議する場を設けていく必要がある。

車いすでは職場に上がれないので雇えないということは、日弁連の基準では合理的配慮の問題になる。スロープを設ける配慮をすれば障害者も働くことはできるが、予算がないのでスロープを造れない、よって仕方なく雇用できないということは差別には当たらない。それをけしからんというのは無理がある。救済のための確かな基準を踏まえ相談を聞き支援しているのか。

雇用促進法により企業は障害者を一定の割合で雇わなくてはならないが雇おうとしない企業もある。前出の就職面接の事例は、障害者を雇用するつもりのない会社へハローワークが面接に行かせたことが問題。本来なら行かなくてもよかったところに行かされ本人は苦痛を受けている。

大多数の企業は障害者を雇用するという意識が足りないので、個別に対応するのではなく、行政が全体的な解決に向け指導をするべき。これは人権条例以前の問題であって、既存の行政で対応できていない

ことが問題である。

県は市町村から業務委託を受けた団体がどのような問題を抱えているか把握しているのか。

雇用は、一次的にはハローワーク、労働局の業務で障害者の雇用の取り組みも行っている。しかし、個別の問題への対応が充分できているかは疑問であり、県として、市町村、国とのネットワークの強化などに取り組もうとしており、企業へのPRなどに力を入れていくことにしている。

障害者は、担当機関がどこであるかは問題ではない。行政同士のネットワーク、市町村、国も入れたものをどう構築するかが課題。どこがリーダーシップをとるかが問題。

障害者自立支援法で本当に雇用の幅を広げていけるのだろうか。

自立支援法には一般雇用を拡大し、障害がある人がより一層働けるようにという理念がある。そのためにはネットワークを拡大していく必要がある。

県、ハローワークなどと連携して会議をもっており、どのように運用していこうかということを検討し、取り組もうとしている。

(会長) 個別の問題としてではなく障害者就労問題の解決として取り組む必要だ。しかし、各々の役割を担ういろいろな行政機関部署が支援を個別に行うのではなく情報交換しながらネットワークを作っていくことが必要であるという議論がされたと理解してよいか。

差別に対する対応の場合には、差別の基準が必要であるから、どこかで線引きする以上、救済対象としないものが生じる。差別対応とする前に行政が困っている人をまず助けることが一番大事なこと。

調査票(注:当日配付資料の6ページ)にあるように、障害者の立場に寄り添って人権侵害を考える人は必要だが、それは必ずしも法的効果を伴う人権侵害の認定とは同じではない。ただ、どこかに接点はあると思う。

はじめから人権侵害と位置づけると対立構造になる。もっと違う方向からのアプローチはないか。

そのように支援の枠組みも大事だが、人権侵害というよりも個別的な法的権利の侵害と位置づけた方がよい場合もあるのではないか。例えばそれが財産権ならば、奪われた場合は人権というよりも不法行為といった法律構成がある。

本人に無断でカードが使われたときは司法書士に相談している。人権がどうこうというよりも、本人のために具体的に動けるところで対応してほしい。

支援センターにはセンターの役割があり、法律のプロではないので限界もある。結局、ネットワーク、どの機関に繋ぐか、どう連携するかが重要となる。

(会長) 障害者と抵抗なく交流している子どもは少なくない。

皆さんの発言では、差別的な発言は差別的な取扱いの中で一体となって行われているように感じる。

[千葉県条例に関する意見]

支援センターの業務にとって、千葉県条例の内容はどう役立つのか。差別の定義や相談、勧告という仕組みがあると、今の仕事は行いやすくなるのか。逆に法的効果をかぶせられると行いにくくなるのか。条例という枠組みの中で動くことは、何も無い状況に比べれば救済の方向が見えてくる。しかし実際それで動けるのかどうかはわからない。そのような枠組みがない状況では、どのようなものでも相談にのるという姿勢、最後まで聞くこと、なぜ差別と思ったかをよく聞くことが大事と思う。それが条例で担保されるのであれば見通しはつきやすくなる。

精神障害者との関係は長期間かけてやっと築けるものであるので、広域専門相談員に本当に障害者が相談に行くのかと疑問を持つ。条例を作ってもその内容を周知することが必要。

人権侵害という概念、対象の範囲がよくわからない。また、障害者が受ける不利益が、この条例でどう解決されるのか、よくわからない。また、侵害を受けている人の多くは、それを人権侵害だとは認識していない。それよりも住むところがほしい、暴力から逃れたい、仕事に就きたいという差し迫った現実

の問題の解決を求めている。鳥取でも相談員は多いが実際には充分には機能してない。条例でどうなるのかということよりも、現実の問題に担当者自身で動いて解決すべき。

この条例は差別を大前提としている。差別イコール人権侵害ではない。人権侵害の範囲が明らかではないので、具体的な相談においては、差別を理由として相談することはあまりなく、生活が困っていることも人権侵害とされる。そうではなく、差別にまで及んだものを確実に救済することが大事でこれが千葉県条例の対象となっている。

確かに県内の中小企業で障害者用のスロープを作ることは難しい。しかし大企業では作らないことが差別なのだという、そういった基準をきちっと決めて、働きかけていくことが大事。被害者の立場に立って相談には充分に応じ、これまでの制度により救済できないものがあれば条例によって救済することを考える必要はある。

千葉県条例にあるように、教育を受ける権利を与えられていない人がいる。こういった問題を克服し障害者の成長を支援することは誰かが本気になってやればできる。

[啓発に関する意見]

国連で障害者の権利条約が採択され、国も国内法を整備しなければいけない。合理的配慮義務がありスロープを造るお金のあるところは、造ることを求められてくる。明確な基準を示さないで、啓発しても効果があるのか。

業務に手一杯で、具体的な啓発内容まで踏み込めない現状がある。

例えば法定雇用率といった明確な基準をもって指導するよう努めているが、法定雇用率も無理に守らせることはできず、追徴金を払う方がいいという企業もある。会社の規模等によりもっときちんと守らなければならない具体的な基準があればよいと思う。しかし、そういった基準も大事だが、まずは企業に対し、一緒に働いてもらおうという意識付けの方が重要だと思う。

精神障害を主に啓発をしているが、実際に障害者が地域に出ると差別、偏見があると感じており、啓発は難しい。

啓発はその内容、方法を工夫しながら根気よく継続する事が大事。交流活動が大事と考え、様々な地域で実施している。

人権侵害の解決には啓発しかないということは、地道に長い時間かけてやるということ。啓発に加えて今の状態を解決していくというしくみは何かないか。

個別対応、支援もするが個別の課題を解決していくには、「地域の支援力を高める」ための啓発が必要。

事業所への啓発が大事というのは同感。報告のあった面接での問題などは高校生の就職の場合にもあり、人権教育推進員は企業への啓発活動をしているが、市町村では人権教育推進員が減員され、人権啓発が弱くなっている。今後も企業への啓発は必要であり、そういうところに力を入れてもらいたい。

[マスメディアに関する意見]

マスメディアによる犯罪報道や障害者を扱ったドラマなどを通じて偏見が助長される面があると感じる。一方で一般へ障害者理解を広げるといった面もある。このようなマスメディアの一部を取り込んで勉強会をするなどの取組みは行われていないのか。

マスコミ報道に関して障害者の団体等と協議する、あるいは自らその改善に取り組むことは行われていないのか。マスコミの行った報道を人権侵害であるとする枠組みができるものであろうか。啓発、ネットワークというがそれが目に見えてこない。

取り組むとっかかりがなく悩んでいる。枠組みがあればとりかかれる。

障害者の自立を実現するためには、手助けではなく、一般の人と同じように生活できるよう体制を整えることが必要。生活支援とは本来はその業務に関わることと思う。また、意識啓発には広く一般の意識

を啓発することのほかに、支援する人が支援を通じて意識が一層啓発されていくこともあることをよく理解しておく必要がある。

アスペルガーの人がどうすれば働くことができるのか事業所に対して説明しているが、これも啓発と思う。マスコミを利用して啓発をするべきということだが、支援センターにはその余力がないのが現状である。

[相談業務に関する意見など]

千葉条例で支援がやりやすくなるかどうかについて、相談員が活動できなかつたら意味がないという意見があったが、どういう相談員であれば活動できるであろうか。

どこにどういう相談員がいるということがよく周知されることが必要。

精神の分野では遅れてはいるが、現在、精神保健ボランティアとして地域の人材を活用する取組みがされている。また、精神保健福祉士など精通した資格者もいるので、そのような人を活用したらいいと思う。

相談員は人権侵害かどうかを判断できないので、パンフレットなどで具体的な事例や解決の方法が明示されていればわかりやすい。また相談員が勉強する機会も必要。

広域相談員の広域とは、鳥取県なら3圏域かと思う。スーパーバイザーとなれる人がよい。スーパーバイザーは障害の分野ごとに必要で、最低1圏域4人、3圏域で12人くらい。

福祉の専門家と言ってもいろいろな制度を知らず、まず自分たちでできることをやっているというのが現状なので、スーパーバイズしてくれるところがあれば有益。

また、法律などで明確になれば意識は変わる。福祉関係者の意識が変わらないと当事者の置かれる立場は変わらない。

まず支援のための実質的なネットワークが必要と感じる。

人権侵害の相談件数で体制を考える必要があると思う。

相談には、数のほかに相談の質の問題があり、質として考える必要もある。

相談したいができない人は多い。障害を持った人の弱いところを本当にくみ取っているのか。支援してあげているというのが実態ではないのか。障害者がそのまま暮らしていけるようにするのが行政の役割である。行政は人権侵害を救済するものとして障害者自身が窮状を訴えても対立してしまい解決できない。すべきは行政の不作為を訴えること。作業所などで働いても賃金は少ない。今の行政の支援は不十分。その支援を条例で訴え求めていくことができれば望ましいと思う。

(会長) 実質的に状況を改善していくということが必要ということになる。その中で救済条例がどうなのかという問題もある。

北海道のある自治体の取組みでは、相談を受けて対応する福祉型というよりも地域に出て支援していく保健型の行政である。そのような切り替えが大事。

施設からコミュニティというのが流れだが、現状はまだ施設型である。

(2) 次回の開催等について

次のとおり開催することが決定された。

ア 日程等 平成19年1月18日(木)午前10時から正午まで 県庁第22会議室

イ 検討内容 これまでの検討委員会における意見の整理について